

30W-am03

医師と薬剤師との間の医薬品機構に対する認知の差異に関する研究

○吉田 佳督¹, 吉田 康子²(¹名大院医, ²名市大院薬)

【目的】

独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)は、医薬品審査、医薬品安全対策および医薬品副作用被害救済の3つの業務を主に行っており、この機関の我が国の医薬品安全対策における役割は極めて大きい。このため、医師と薬剤師のそれぞれが推定する患者の認知度の差異を検討することを目的として実施した調査の中で、あわせてPMDAの認知度を把握することを目的として本調査を行った。

【方法】

調査に先立ち名古屋大学大学院医学系研究科の倫理委員会の承認を受けた上で、医師 211 名薬剤師 212 名を対象にインターネット調査として実施した。調査は、副作用の救済を担当している「独立行政法人 医薬品医療機器総合機構」をご存知ですかという質問をした。1は知っている。2は聞いたことはある。3は知らない、という3つの選択肢とし、1の回答を、PMDAを認知しているとした。

【結果】

医師と薬剤師のPMDAの認知度はそれぞれ、27.0%(57/211)と65.1%(138/212)であり、有意差が認められた。医師に関しては、内科か外科という診療科による差異および、診療所か病院かという勤務先による差異は見いだされなかった。

【考察】

今回の結果からは、医師のPMDAの認知度は、薬剤師の認知度よりも有意に低いものであった。このため、薬剤師法25条の2の情報の提供の規定に基づき薬局において鋭意情報提供がなされているが、薬剤師は、「副作用救済」という点についても配慮しつつ、患者への情報提供に寄与することが肝心であるといえる。